

コミュニティづくり推進事業実施要綱

(主旨)

第1条 地域みんなで自ら地域・コミュニティを見直し、地域の将来を考えるコミュニティの推進を支援するために、以下のとおり支援制度を設ける。

(助成金の交付)

第2条 コミュニティの推進に必要な経費のうち、村長が認める経費について助成金を交付する。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、各地域の自治会あるいはコミュニティの推進組織とする。

(助成基準)

第4条 事業費1万円以上のものに対して、必要経費の1/2以下(百円単位)を助成する。ただし一地域に対して5万円を限度額とする。

単年度補助ながら、同一の事業を継続することにより効果が期待できる場合には、3ヵ年以内において継続する。

(対象経費)

第5条 報償費(講師謝金等)、印刷製本費(計画書等)、原材料費、その他村長が特に必要と認める経費とする。

(申請手続き)

第6条 助成金を受けようとする者は事前協議を行い、助成金交付申請書(様式第1号)により必要事項を記載の上、村長へ申請する。

(助成事業の決定等)

第7条 村長は申請書の内容を審査の上、助成金交付の有無及び助成額を決定し、申請者に通知する。

(実績報告等)

第8条 申請者は、交付の決定を受けた事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、3月31日までに実績報告書(様式第2号)及び請求書(様式第3号)を提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 村長は、実績報告書及び請求書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、助成金を交付する。

(その他)

第10条 その他必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。